

平成 1 7 年度

大学・大学院における教員養成推進
プログラム公募要領（案）

〔教員養成 G P〕

平成 1 7 年 4 月
文 部 科 学 省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	教育プロジェクトの選定に当たっての観点	2
(3)	選定予定件数及び選定方法等	2
3	申請に当たっての留意事項	
(1)	申請書	3
(2)	申請手続	3
(3)	その他	3
4	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	4
(2)	公表	4
(3)	教育プロジェクトに対する経費措置	4
5	問い合わせ先・スケジュール	4

1 事業の背景・目的

近年、学校教育が抱える課題が、益々複雑化・多様化する中において、社会から信頼される学校づくりを進めるためには、高度な専門性と実践的指導力を兼ね備えた教員~~の~~を養成及び現職教員の再教育の一層の充実が不可欠となっています。

このため、大学・大学院修士課程を中心とした義務教育段階の教員養成機関における、資質の高い教員を養成するための教育内容・方法の開発・充実等を行う特色ある優れた教育プロジェクトについて、国公私立大学を通じた競争的な環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものです。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

本プログラムは、義務教育段階の教員養成プロジェクトを選定するものであるため、義務教育諸学校の教員免許課程の認定を受けている国公私立の大学（大学院を含む）又は短期大学（以下「大学」という。）を対象とします。

＝ ~~に該当する~~国公私立大学においてが、大学としての明確な方針に基づき、学長及び~~当該学部等の~~学部長等を中心とするマネジメント体制の下で教育内容・方法の開発・充実を図るために行う教育プロジェクト（教員個人によるものは不可）を~~対象として~~募集します。

教育プロジェクトの申請区分は、以下のとおりとなります。

単独教育プロジェクト

申請する大学が単独で実施するプロジェクト

共同教育プロジェクト

申請する大学が他の大学と共同で実施するプロジェクト

(注) 単独及び共同のいずれの場合も、教育委員会、地域の学校及び各都道府県の教育センター等と連携・協力してプロジェクトを実施することは可能です。

＝ 単独教育プロジェクトの申請可能件数は、各大学から、単独教育プロジェクトは1件まで、とします。また、共同教育プロジェクトは~~1件のみ~~参加することができ、この場合、主となる大学（申請担当大学）から申請することとなりとして1件までとします。

＝ 教育プロジェクトの実施期間は2年間以内とします。

＝ 本プログラムで選定された教育プロジェクトに対しては、「大学改革推進等補助金」において、事業に必要な経費を支援いたします。なお、支援の方法といたしましては、補助金制度の趣旨を踏まえつつ、申請大学が「大学

改革推進等補助金」の支援対象となる教育プロジェクトの規模について、その主体的な判断の下で、できるだけ柔軟に決めることができるよう、平成17年度の予算状況等に応じて設定した「補助金交付上限額」とは別に「事業の上限額」を設けました。この「事業の上限額」と「補助事業上限額」との差額は、各大学において措置することとなります。具体的な設定金額は次のとおりです。

事業の上限額(補助事業経費上限額)	補助金交付上限額(補助金基準額)
3,000万円	2,000万円

(注) 1＝ 申請大学においては、教育プロジェクトの事業計画を、事業の上限額（補助事業経費上限額）の範囲で任意に設定できます。設定した事業の規模が補助金交付上限額（補助金基準額）を超える場合、申請大学は、当該事業の規模と補助金交付上限額との差額相当分について自己負担をすることとなります。【詳細については〔平成17年度「大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領」の取扱いについて〕を御参照ください。】

2＝ 自己負担の有無・程度が審査に影響を及ぼすことはありません。

3 実施期間が2年間の教育プロジェクトにあつては、2年目の経費の支出は当該年度の予算成立後となりますが、その際、予算の状況によって、やむを得ず2年目の補助金交付額について、減額される場合がありますので御承知おきください。

~~(2) 申請区分及び申請件数~~

~~教育プロジェクトの申請区分は、単独教育プロジェクト及び共同教育プロジェクトとします。~~

(2) ~~(3)~~ 教育プロジェクトの選定に当たっての観点

以下の観点を十分踏まえ、他にない特色ある取組みを申請してください。

~~単なるシステム作りにとどまらず、具体的な実践を伴う取組であること
学校現場を十分に意識した上、制度作りよりも質の充実を重視した取組であること~~

教育委員会など採用側の意向を十分に踏まえた取組であること

附属学校を はじめ ~~含め~~ 学校現場を重視した取組であること

教育職員養成審議会答申をはじめ各種答申や提言等を十分に踏まえた取組であること

なお、選定に当たっては、義務教育諸学校に係る教員免許取得者数、教員採用者数についての実績を考慮することとなります。

(3) ~~(4)~~ 選定予定件数及び選定方法等

選定予定件数

30件程度を目安とします。

選定方法等

本プログラムの選定は、有識者や専門家で構成される「大学・大学院における教員養成推進プログラム選定委員会」において行われます。

選定方法等の概要は、別添1「平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査要項」を参照してください。

3 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書

別添2「平成17年度 大学・大学院における教員養成推進プログラム申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成の上、学長から文部科学大臣あてに提出してください。

申請書には、~~当該教育プロジェクトに関わる教育委員会や学校（附属学校など及び同一設置者内の学併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書（当該教育プロジェクトに対する評価をはじめ、必要に応じ、当該プロジェクトに関する大学との連携・協力の在り方などが具体的に分かるもの）を添付してください。との連携・協力の在り方及びプロジェクトの計画に対する評価などが、十分審査に際して理解しうる具体的内容が盛り込まれた当該教育委員会、学校等からの書面を添付してください。~~

(2) 申請手続

持参の場合は、申請書類を平成17年6月20日（月）～2023年6月24日（**木**金）（午前10時から正午、午後1時から午後5時まで）の期間内に提出してください。

郵送の場合は、配達が可能である方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送し、平成17年6月20日（月）～2023年6月24日（**木**金）の期間内に必着するようにしてください。

いずれの方法においても期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受付ません。

【提出部数】

「平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム申請書」30部

【持参先及び郵送先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室

【持参先】（未定）

(3) その他

申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定対象とされないことがあります。

提出された申請書は、返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

4 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

申請された大学には、学長あてに選定結果を通知いたします（8月下旬頃予定）。

(2) 公表

募集締切後、申請大学等名及び教育プロジェクト名を公表する予定です。また、選定された教育プロジェクトについては、内容についても公表する予定です。

今後、文部科学省において、フォーラム等を開催する場合、選定された大学に御協力していただくことがありますのであらかじめ御了承下さい。

なお、選定された大学にあっては、大学が自ら成果等を公表することを義務といたします。

(3) 教育プロジェクトに対する経費措置

選定された教育プロジェクトに対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております（私立とは設置者が学校法人のものに限ります。）

ただし、選定された教育プロジェクトが、他のプログラム又は他の補助金により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

教育プロジェクトを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業と十分整理した上で、事業内容及び資金計画を作成してください。

経費の範囲、申請等についての詳細（「大学改革推進等補助金交付要綱」、「平成17年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）取扱要領」）は、文部科学省ホームページに掲載しております。

5 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室
（文部科学省仮庁舎6階）
電話：03-5253-4111（代表）
内線2909
FAX：03-6734-3389
ホームページ：http://www.mext.go.jp

《スケジュール》

申請書の提出期間：

平成17年6月20日(月)～2~~3~~⁴日(木金)(必着)

選定結果の通知(予定)：平成17年8月下旬頃

(参考)

補助金交付手続(予定)：平成17年9月以降